

令和
6年度

夏の交通事故防止運動

4つの重点

令和6年
7月11日(木)～7月20日(土)

1

子どもと高齢者の交通事故防止

- 道路を横断する時は、飛び出さず、一旦止まって左右の安全を良く確認しましょう。
- 早朝、夕暮れ時、夜間外出する時は、明るい色の服装に夜光反射材を着用しましょう。
- 横断歩道があるところでは、必ず横断歩道を渡るとともに、横断歩道の中央に差し掛かった時には、左側から車が来ないか、もう一度左側の確認をしましょう。
- 加齢に伴い身体機能は低下します。体調を考慮し、慎重に運転しましょう。



2

飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、悪質・危険な犯罪行為です。一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持って、悪質・危険な飲酒運転を根絶しましょう。



3

自転車等のヘルメット着用と安全利用の推進

- 「かごしま自転車条例」や「自転車安全利用五則」に定められた交通ルールを守るとともに、万が一の交通事故に備えてヘルメットを着用し、損害賠償保険に加入しましょう。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

4

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時に命を守る大切な装備であることから、全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底しましょう。



【事務局：鹿児島県 男女共同参画局 くらし共生協働課】